

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照条文（抄）

（傍線部分は修正部分）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）

| 修正後 | 修正前 |
|--|---|
| <p>（留置業務管理者等） 第十六条 1・2（略） 3 被留置者に係る留置業務に従事し、又は従事した留置担当官は、その被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならず、被留置者に係る犯罪の捜査に従事し、又は従事した警察官は、その被留置者に係る留置業務に従事してはならない。</p> | <p>（留置業務管理者等） 第十六条 1・2（略） 3 留置担当官は、その留置施設に留置されている被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならない。</p> |
| <p>（海上保安留置業務管理者等） 第二十六条 1・2（略） 3 海上保安被留置者に係る留置業務に従事し、又は従事した海上保安留置担当官は、その海上保安被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならず、海上保安被留置者に係る犯罪の捜査に従事し、又は従事した海上保安官又は海上保安官補は、その海上保安被留置者に係る留置業務に従事してはならない。</p> | <p>（海上保安留置業務管理者等） 第二十六条 1・2（略） 3 海上保安留置担当官は、その海上保安留置施設に留置されている海上保安被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならない。</p> |
| <p>（未決拘禁者の処遇の原則） 第三十一条 未決拘禁者の処遇に当たっては、無罪の推定を受けるという未決の者としての地位を考慮し、その地位にふさわしい処遇を行うとともに、その防御権の尊重に特に留意しなければならない。</p> | <p>（未決拘禁者の処遇の原則） 第三十一条 未決拘禁者の処遇に当たっては、未決の者としての地位を考慮し、その逃走及び罪証の隠滅の防止並びにその防御権の尊重に特に留意しなければならない。</p> |
| <p>（女子の被収容者等の処遇の原則） 第三十二条の二 女子の被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の処遇（医療上の措置その他の専門的知識及び技術を活用して行うものを除く。）は、女子の刑務官、留置担当官又は海上保安留置担当官が行わなければならない。</p> | <p>（新設）</p> |

(識別のための身体検査)

第三十四条 (略)

2 女子の被收容者について前項の規定により検査を行う場合には、女子の刑務官がこれを行わなければならない。

(起居動作の時間帯等)

第三十八条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる時間帯を定め、これを被收容者に告知するものとする。

一 食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯

二 受刑者(刑事施設に收容されているものに限る。以下この章において同じ。)については、第八十六条第一項に規定する矯正処遇等の時間帯及び余暇に充てられるべき時間帯

2 刑事施設の長又は刑務官は、食事、就寝その他の起居動作が前項の規定により定められた時間帯に行われるようにしなければならない。この場合において、刑事施設の長又は刑務官は、犯罪の捜査に従事する者に対し、取調べの中断等必要な措置を執ることを求めることができる。

(居室への出入りの時刻の記録等)

第三十八条の二 刑事施設の長は、未決拘禁者等(未決拘禁者及び被告人又は被疑者である被收容者(未決拘禁者としての地位を有するものを除く。))をいう。次項において同じ。)が居室を出たとき又は居室に入ったときは、その時刻その他法務省令で定める事項を記録し、法務省令で定める期間これを保存しなければならない。

2 刑事施設の長は、未決拘禁者等又は弁護人若しくは刑事訴訟法第三十九条第一項に規定する弁護人となろうとする者(以下「弁護人等」という。))から前項の記録の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

(識別のための身体検査)

第三十四条 (略)

2 女子の被收容者について前項の規定により検査を行う場合には、女子の刑務官がこれを行わなければならない。ただし、女子の刑務官がその検査を行うことができない場合には、男子の刑務官が刑事施設の長の指名する女子の職員を指揮して、これを行うことができる。

(起居動作の時間帯等)

第三十八条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる時間帯を定め、これを被收容者に告知するものとする。

一 食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯

二 受刑者(刑事施設に收容されているものに限る。以下この章において同じ。)については、第八十六条第一項に規定する矯正処遇等の時間帯及び余暇に充てられるべき時間帯

(新設)

(新設)

(身体の検査等)

第七十五条 1・2 (略)

3 刑務官は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、刑事施設内において、被収容者以外の者(弁護士等を除く。)の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。

4 (略)

(面会の一時停止及び終了)

第一百七十七条 第一百三十三条(第一項第二号ホを除く。)の規定は、未決拘禁者の面会について準用する。この場合において、同項中「該当する場合」とあるのは「該当する場合(弁護士等との面会の場合を除く。)」と、同項第二号ニ中「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障」とあるのは「罪証の隠滅の結果」と読み替えるものとする。

第一百九十九条 第一百一十一条、第一百三十三条、第一百四十四条、第一百六十六条及び前条第一項から第四項までの規定は、未決拘禁者としての地位を有する受刑者の面会について準用する。この場合において、第一百十一条第一項中「場合」とあるのは「場合及び刑事訴訟法の定めるところにより許されない場合」と、同条第二項中「ときは」とあるのは「ときは、刑事訴訟法の定めるところにより許されない場合を除き」と、第一百三十三条第一項中「該当する場合」とあるのは「該当する場合(弁護士等との面会の場合を除く。)」と、同項第二号ニ中「生ずる」とあるのは「生じ、又は罪証の隠滅の結果を生ずる」と、第一百四十四条第一項中「面会に」とあるのは「面会(弁護士等との面会を除く。)」に「と読み替えるものとする。」

第二百二十三条 第一百三十三条、第一百八十八条、第二百二十条及び第二百二十一条の規定は、未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者の面

(身体の検査等)

第七十五条 1・2 (略)

3 刑務官は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、刑事施設内において、被収容者以外の者(弁護士又は刑事訴訟法第三十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者(以下「弁護士等」という。))を除く。)の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。

4 (略)

(面会の一時停止及び終了)

第一百七十七条 第一百三十三条(第一項第二号ホを除く。)の規定は、未決拘禁者の面会について準用する。この場合において、同項中「各号のいずれか」とあるのは「各号のいずれか(弁護士等との面会の場合にあつては、第一号口に限る。)」と、同項第二号ニ中「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障」とあるのは「罪証の隠滅の結果」と読み替えるものとする。

第一百九十九条 第一百一十一条、第一百三十三条、第一百四十四条、第一百六十六条及び前条第一項から第四項までの規定は、未決拘禁者としての地位を有する受刑者の面会について準用する。この場合において、第一百十一条第一項中「場合」とあるのは「場合及び刑事訴訟法の定めるところにより許されない場合」と、同条第二項中「ときは」とあるのは「ときは、刑事訴訟法の定めるところにより許されない場合を除き」と、第一百三十三条第一項中「各号のいずれか」とあるのは「各号のいずれか(弁護士等との面会の場合にあつては、第一号口に限る。)」と、同項第二号ニ中「生ずる」とあるのは「生じ、又は罪証の隠滅の結果を生ずる」と、第一百四十四条第一項中「面会に」とあるのは「面会(弁護士等との面会を除く。)」に「と読み替えるものとする。」

第二百二十三条 第一百三十三条、第一百八十八条、第二百二十条及び第二百二十一条の規定は、未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者の面

会について準用する。この場合において、第百十三条第一項中「該当する場合」とあるのは「該当する場合（弁護士等との面会の場合を除く。）」と、同項第二号二中「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障」とあるのは「罪証の隠滅の結果」と、第百二十条第一項中「場合」とあるのは「場合及び刑事訴訟法の定めるところにより許されない場合」と、同条第二項中「ときは」とあるのは「ときは」と、第百二十一条中「面会に」とあるのは「面会（弁護士等との面会を除く。）に」と読み替えるものとする。

（信書の検査）

第百三十五条（略）

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第三号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 未決拘禁者が弁護士等との間で発受する信書

二・三（略）

3（略）

（識別のための身体検査）

第百八十一条（略）

2 女子の被留置者について前項の規定により検査を行う場合には、女子の留置担当官がこれを行わなければならない。

（処遇の態様）

第百八十二条 被留置者の処遇（運動、入浴又は面会の場合その他の内閣府令で定める場合における処遇を除く。）は、居室（被留

会について準用する。この場合において、第百十三条第一項中「各号のいずれか」とあるのは「各号のいずれか（弁護士等との面会の場合にあつては、第一号口に限る。）」と、同項第二号二中「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障」とあるのは「罪証の隠滅の結果」と、第百二十条第一項中「場合」とあるのは「場合及び刑事訴訟法の定めるところにより許されない場合」と、同条第二項中「ときは」とあるのは「ときは」、刑事訴訟法の定めるところにより許されない場合を除き」と、第百二十一条中「面会に」とあるのは「面会（弁護士等との面会を除く。）に」と読み替えるものとする。

（信書の検査）

第百三十五条（略）

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第三号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 未決拘禁者が弁護士等から受ける信書

二・三（略）

3（略）

（識別のための身体検査）

第百八十一条（略）

2 女子の被留置者について前項の規定により検査を行う場合には、女子の留置担当官がこれを行わなければならない。ただし、女子の留置担当官がその検査を行うことができない場合には、男子の留置担当官が留置業務管理者の指名する女子の職員を指揮して、これを行うことができる。

（処遇の態様）

第百八十二条 被留置者の処遇（運動、入浴又は面会の場合その他の内閣府令で定める場合における処遇を除く。）は、居室（被留

置者が主として休息及び就寝のため使用する場所として留置業務管理者が指定する室をいう。以下この条、第八十四条の二及び第二百十二条において同じ。）外において行うことが適当と認められる場合を除き、昼夜、居室において行う。

2・3 (略)

(起居動作の時間帯等)

第八十四条 留置業務管理者は、内閣府令で定めるところにより、食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯を定め、これを被留置者に告知するものとする。

2 留置業務管理者又は留置担当官は、食事、就寝その他の起居動作が前項の規定により定められた時間帯に行われるようにしなければならない。この場合において、留置業務管理者又は留置担当官は、犯罪の捜査に従事する者に対し、取調べの中断等必要な措置を執ることを求めることができる。

(居室への出入りの時刻の記録等)

第八十四条の二 留置業務管理者は、未決拘禁者等（未決拘禁者及び被告人又は被疑者である被留置者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。）をいう。次項及び第二百二十二条第三項第二号において同じ。）が居室を出たとき又は居室に入ったときは、その時刻その他内閣府令で定める事項を記録し、内閣府令で定める期間これを保存しなければならない。

2 留置業務管理者は、未決拘禁者等又は弁護人等から前項の記録の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

(弁護人等以外の者との面会の立会い等)

第二百十八条 留置業務管理者は、その指名する職員に、未決拘禁者の面会（弁護人等との面会を除く。）に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、留置施設の規律及び秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には、その立会い並びに録音及び録画（第三項において「立会い等」という。）をさせないこと

置者が主として休息及び就寝のため使用する場所として留置業務管理者が指定する室をいう。以下この条及び第二百十二条において同じ。）外において行うことが適当と認められる場合を除き、昼夜、居室において行う。

2・3 (略)

(起居動作の時間帯)

第八十四条 留置業務管理者は、内閣府令で定めるところにより、食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯を定め、これを被留置者に告知するものとする。

(新設)

(新設)

(弁護人等以外の者との面会の立会い等)

第二百十八条 留置業務管理者は、その指名する職員に、未決拘禁者の面会（弁護人等との面会を除く。）に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。

ができる。

- 2 (略)
- 3 留置業務管理者は、前二項の規定にかかわらず、被留置者の次に掲げる者との面会については、留置施設の規律及び秩序を害する結果又は未決拘禁者について罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、立会い等をさせてはならない。
一・二 (略)

(面会の一時停止及び終了)

第二百十九条 留置業務に従事する職員は、次の各号のいずれかに該当する場合(弁護士等との面会の場合を除く。)には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、被留置者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執ることができる。

- 2 (略)
- 一・四 (略)

(信書の検査)

第二百二十二条 1・2 (略)

3 次に掲げる信書については、前二項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第一号八及び第三号ロに掲げる信書について、留置施設の規律及び秩序を害する結果又は未決拘禁者について罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 被留置者が次に掲げる者から受ける信書

イ・ハ (略)

二 未決拘禁者等が弁護士等に対して発する信書

三 未決拘禁者以外の被留置者が次に掲げる者に対して発する信書

イ・ロ (略)

2 (略)

- 3 留置業務管理者は、前二項の規定にかかわらず、被留置者の次に掲げる者との面会については、留置施設の規律及び秩序を害する結果又は未決拘禁者について罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、その立会い並びに録音及び録画をさせてはならない。
一・二 (略)

(面会の一時停止及び終了)

第二百十九条 留置業務に従事する職員は、次の各号のいずれか(弁護士等との面会の場合にあつては、第一号ロに限る。)に該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、被留置者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執ることができる。

- 2 (略)
- 一・四 (略)

(信書の検査)

第二百二十二条 1・2 (略)

3 次に掲げる信書については、前二項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第一号八及び第二号ロに掲げる信書について、留置施設の規律及び秩序を害する結果又は未決拘禁者について罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 被留置者が次に掲げる者から受ける信書

イ・ハ (略)

(新設)

二 未決拘禁者以外の被留置者が次に掲げる者に対して発する信書

イ・ロ (略)

(識別のための身体検査)

第二百四十二条 (略)

2 女子の海上保安被留置者について前項の規定により検査を行う場合には、女子の海上保安留置担当官がこれを行わなければならない。

(識別のための身体検査)

第二百四十二条 (略)

2 女子の海上保安被留置者について前項の規定により検査を行う場合には、女子の海上保安留置担当官がこれを行わなければならない。ただし、女子の海上保安留置担当官がその検査を行うことができない場合には、男子の海上保安留置担当官が海上保安留置業務管理者の指名する女子の職員を指揮して、これを行うことができる。

第二百四十三条 海上保安被留置者の処遇(運動、入浴又は面会の場合その他の国土交通省令で定める場合における処遇を除く。)は、居室(海上保安被留置者が主として休息及び就寝のため使用する場所として海上保安留置業務管理者が指定する室をいう。以下この条、第二百四十四条の二及び第二百六十四条において同じ。)外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室において行う。

2・3 (略)

第三節 起居動作の時間帯等

(起居動作の時間帯等)

第二百四十四条 海上保安留置業務管理者は、国土交通省令で定めるところにより、食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯を定め、これを海上保安被留置者に告知するものとする。

2 海上保安留置業務管理者又は海上保安留置担当官は、食事、就寝その他の起居動作が前項の規定により定められた時間帯に行われるようにしなければならない。この場合において、海上保安留置業務管理者又は海上保安留置担当官は、犯罪の捜査に従事する者に対し、取調べの中断等必要な措置を執ることを求めることができる。

(居室への出入りの時刻の記録等)

第二百四十四条の二 海上保安留置業務管理者は、未決拘禁者等(未

第二百四十三条 海上保安被留置者の処遇(運動、入浴又は面会の場合その他の国土交通省令で定める場合における処遇を除く。)は、居室(海上保安被留置者が主として休息及び就寝のため使用する場所として海上保安留置業務管理者が指定する室をいう。以下この条及び第二百六十四条において同じ。)外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室において行う。

2・3 (略)

第三節 起居動作の時間帯

(新設)

第二百四十四条 海上保安留置業務管理者は、国土交通省令で定めるところにより、食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯を定め、これを海上保安被留置者に告知するものとする。

(新設)

(新設)

決拘禁者及び被告人又は被疑者である海上保安被留置者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。）をいう。次項及び第二百七十条第三項第二号において同じ。）が居室を出たとき又は居室に入ったときは、その時刻その他国土交通省令で定める事項を記録し、国土交通省令で定める期間これを保存しなければならない。

2 海上保安留置業務管理者は、未決拘禁者等又は弁護人等から前項の記録の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

（弁護人等以外の者との面会の立会い等）

第二百六十六条 海上保安留置業務管理者は、海上保安留置担当官に、未決拘禁者の面会（弁護人等との面会を除く。）に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、海上保安留置施設の規律及び秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には、その立会い並びに録音及び録画（第三項において「立会い等」という。）をさせないことができる。

2 （略）

3 海上保安留置業務管理者は、前二項の規定にかかわらず、海上保安被留置者の次に掲げる者との面会については、海上保安留置施設の規律及び秩序を害する結果又は未決拘禁者について罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、立会い等をさせはならない。

一・二 （略）

（面会の一時停止及び終了）

第二百六十七条 海上保安留置担当官は、次の各号のいずれかに該当する場合（弁護人等との面会の場合を除く。）には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、海上保安被留置者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執ることができる。

一～三 （略）

（弁護人等以外の者との面会の立会い等）

第二百六十六条 海上保安留置業務管理者は、海上保安留置担当官に、未決拘禁者の面会（弁護人等との面会を除く。）に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。

2 （略）

3 海上保安留置業務管理者は、前二項の規定にかかわらず、海上保安被留置者の次に掲げる者との面会については、海上保安留置施設の規律及び秩序を害する結果又は未決拘禁者について罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、その立会い並びに録音及び録画をさせはならない。

一・二 （略）

（面会の一時停止及び終了）

第二百六十七条 海上保安留置担当官は、次の各号のいずれか（弁護人等との面会の場合にあつては、第一号に限る。）に該当する場合においては、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、海上保安被留置者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執ることができる。

一～三 （略）

2 (略)

(信書の検査)

第二百七十条 1・2 (略)

3 次に掲げる信書については、前二項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第一号八及び第三号ロに掲げる信書について、海上保安留置施設の規律及び秩序を害する結果又は未決拘禁者について罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるとき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 海上保安被留置者が次に掲げる者から受ける信書

イハ (略)

二 未決拘禁者等が弁護人等に対して発する信書

三 未決拘禁者以外の海上保安被留置者が次に掲げる者に対して発する信書

イロ (略)

第四章の二 留置施設に代替收容される者の数の漸減

第二百九十一条の二 政府は、できる限り刑事施設の收容能力を増強し、第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者の数を漸次少なくするよう努めなければならない。

2 (略)

(信書の検査)

第二百七十条 1・2 (略)

3 次に掲げる信書については、前二項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第一号八及び第二号ロに掲げる信書について、海上保安留置施設の規律及び秩序を害する結果又は未決拘禁者について罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるとき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 海上保安被留置者が次に掲げる者から受ける信書

イハ (略)

(新設)

二 未決拘禁者以外の海上保安被留置者が次に掲げる者に対して発する信書

イロ (略)

(新設)